

第4章

評価システムと推進体制

本計画の評価システムについて

(1) 評価システムの考え方

本計画は、基本理念「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現を目指す、福祉に関する総合的な計画です。その推進にあたっては、市が計画の管理主体として責任を持ちつつ、社会福祉協議会、福祉事業所、地域団体、ボランティア、市民など多様な関係主体と連携し、それぞれの特性や役割を生かして取り組むことが求められます。特に、第2期計画では、鎌倉市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（通称：かまくらささえあい福祉プラン）との中長期的な連動を見据え、役割分担や協働体制の強化が重要な視点となります。

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの目標ごとに「施策の方向性」と「主要な取組」を整理し、それぞれに対する評価の仕組みを明示します。評価の対象となるのは、本計画に独自に位置付けられた取組です。ただし、関係する他の福祉関連計画（下位計画等）にすでに評価されている取組については、該当する計画名を明記したうえで連携を図り、計画間での一体的な進行管理と評価重複の回避をめざします。

今後の進捗管理においては、目標ごとに、①評価参画者（誰が評価に参加するか）、②どのような観点から評価するか（成果・進展度・質的变化など）、③どのような方法で評価するか（定量・定性の両手法を活用）を明確にし、評価を行います。

評価にあたっては、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とPDCA サイクルを導入し、数値での成果測定に加え、住民・関係者・専門職など多様な主体の経験や声を通じて、支援のプロセスや関係性の変化といった「質の変化」も可視化していきます。

とくに、制度の狭間にある支援や複数課題を抱える家庭、孤独・孤立といった定量化しづらい領域においては、継続的な状況把握と改善を重視し、評価と支援の実効性を高めていきます。

他の福祉関連計画と連携して評価を行う場合は、それぞれの計画における評価の主体・時期・手法との整合性を図り、評価作業の重複や負担が過度にならないよう配慮します。

（目標１）地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、地域住民、地域団体、担い手等	●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●担い手の育成や定着	●ヒアリング調査（定性）

（目標２）包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	●多機関連携の実効性 ●重層的支援体制の推進度 ●地域づくりにかかる新たな取組・仕組みの創出状況	●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量）

（目標３）制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

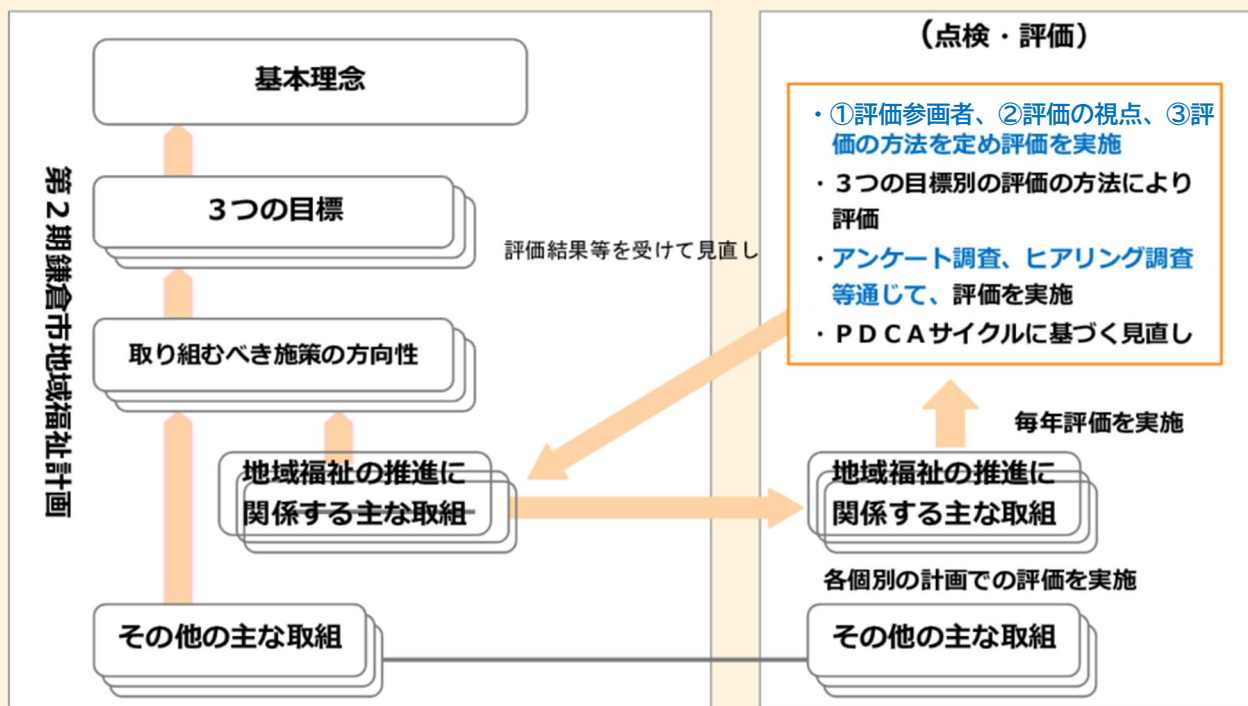
①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	●権利擁護の強化 ●制度周知の充実度 ●新たな狭間の発見・対応	●アンケート調査（定性・定量） ●数値目標の検証（定量）

(2) 評価の進め方

本計画の評価は、毎年、目標ごとの評価の視点を踏まえて、関係する評価参画者とともに、評価を実施します。

評価の内容については、「鎌倉市地域福祉推進委員会」に報告し、次年度の取組の方向性の見直しにつなげていきます。

進捗状況の点検評価と見直しの仕組み



(3) 計画の推進体制

鎌倉市の地域福祉計画の推進にあたっては、市、社会福祉協議会、福祉事業所、地域団体・ボランティア、そして市民が、それぞれの役割を発揮しながら、互いに情報を共有し、協働・連携して取り組むことが重要です。

① 市

市は、計画の策定・進行管理において中核的役割を担い、関係機関との調整や、制度・予算の整備、包括的な相談窓口の整備、重層的支援体制整備事業の推進を行います。また、進捗評価の場を設け、多様な参画者の意見を反映させます。こうした行政としての取組状況は、定量・定性の両面から計画評価に活用します。

② 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市と地域をつなぐ中間支援組織として、ゆるやかな見守り活動や多世代交流の場づくり、地域団体・ボランティアとのネットワーク構築を通じて地域活動を活性化し、地域全体の支え合い体制の構築を担います。また、日ごろのコミュニティワークの成果を活かし、地域での取組や成果事例を収集・提供します。これらの実績は、定性的評価の指標として、計画の進行管理に活用します。

③ 福祉事業所

福祉事業所は、地域ニーズに応じたサービス提供、ケアラー支援、外出・移動支援などを通じて、地域の暮らしを支えます。また、行政・社会福祉協議会・地域団体と情報を共有し、切れ目のない支援体制の構築の一翼を担います。事業実施の成果や課題は、計画評価の場で共有され、主に目標 2 および目標 3 における進捗把握や多機関連携の進行管理に活用します。

④ 地域団体・ボランティア

地域団体・ボランティアは、日常的なゆるやかな見守りや交流の場づくり、孤独・孤立対策、災害時の支え合い体制の整備などにより、住民同士のつながりを強化します。また、自治会・町内会、民生委員・児童委員などとの連携を通じて、地域における各種

活動やまちづくりの活性化につなげます。活動の現場で得られた声や気づき、活動の記録や成果は、定性的評価の一環として、進行管理に活用します。

⑤ 市民

市民一人ひとりは、福祉活動や互助の取組への参加、意見や課題の共有を通じて、支え合いの輪を広げます。自らの暮らしや地域活動の経験に基づく声は、成果や質的变化の把握における重要な情報として、計画評価に反映されます。

⑥ 鎌倉市地域福祉推進委員会

鎌倉市地域福祉推進委員会は、本計画における評価結果を受け、委員の視点から見た改善点や重要な論点について意見を述べ、次年度以降の取組方針の見直しに寄与します。

⑦ 鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会は、関係各課の情報共有と連携体制の強化を目的に、計画の庁内推進を横断的に担います。施策の進捗や課題について庁内で整理し、現場の声や実行上の課題を集約します。集約された情報は、計画の進行管理や次年度方針の検討に活用されます。